

日本標準職業分類について

岩橋 正樹[†]

Introduction to the 5th revision of The Japan Standard Occupational Classification

IWAHASHI Masaki

目次

はじめに

I 統計基準としての日本標準職業分類

II 日本標準職業分類一般原則の見直し

III 分類表の見直し

IV 適用上の留意事項

はじめに

日本標準職業分類は、個人が従事している仕事の類似性に着目して職業を区分し、それを体系的に分類したものであり、公的統計を職業別に表示する場合の統計基準である。

総務省では、平成 21 年 12 月、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 28 条第 1 項の規定に基づく統計基準として、新たに日本標準職業分類を設定（平成 21 年 12 月 21 日総務省告示第 555 号）し、平成 22 年 4 月 1 日から施行した。

日本標準職業分類は、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として、昭和 35 年 3 月に定めて以来、順次改定を重ねてきたが、統計法改正を契機として、今回、初めて法令に基づく統計基準として設定されたものである。

現行日本標準職業分類は、法的な位置づけとしては新規に設定した統計基準の 1 つであるが、その内容は、平成 9 年 12 月の第 4 回改定版（旧分類）を大幅に改定したものであり、通算すると今回で 5 回目の改定に相当する。

今回の改定に当たっては、次の視点を重視した。

- a 分類に当たっては、人が従事する産業又は仕事の結果生み出される財貨・サービスではなく、主として仕事の内容、すなわち当該財貨・サービスを生み出すプロセスの各段階における仕事の違いに着目したものとする。
- b 金融派生商品の開発など、経済、社会の変化により新たに発生した職業を適切に把握できる分類とする。
- c 可能な限り国際労働機関（ILO）が定める国際標準職業分類（ISCO）との整合性を確保した分類項目の設定及び配列とする。

筆者は平成 20 年 4 月から 2 年間、総務省政策統括官室に在籍し、日本標準職業分類の改定作業に携わった。本稿は、当時の知見をもとに、12 年ぶりとなった今回改定の概要及びその背景となった考え方について紹介するものである。

なお、本稿の内容については、事実誤認等も含めて筆者が全面的にその責を負うべきものであることを付言する。

I 統計基準としての日本標準職業分類

1 旧統計法制度下における日本標準職業分類の設定と改定の経緯

日本標準職業分類の原形は、大正9年の第1回国勢調査で用いられた職業分類である。

この職業分類は、今日から見ると産業分類に近く、それに若干の職業的な色彩が加味されたものであった。当時はまだ職業分類と産業分類の概念が明確に区分されておらず、職業分類という名称の下に産業分類が行われていたというのが実態である。職業分類と産業分類が区別されたのは、昭和5年の第3回国勢調査の時である。その後、昭和15年の第5回国勢調査以降は、毎回、同調査に用いられる職業分類が産業分類とは別に作成されている。なお、大正14年の第2回国勢調査及び昭和10年の第4回国勢調査では、職業別表示は行われていない。

現在の形で職業分類が設定される契機となったのは、戦後、国際連合が提唱した1950年世界センサスである。同センサスには我が国も参加することになり、総司令部（GHQ）の示唆によって、内閣に置かれた統計委員会に1950年センサス中央計画委員会が設置され、センサスの実行計画と基礎事業である各種分類の研究が進められた。また、この際に、各種の専門部会と並んで、委員会、幹事会及び小委員会から構成される職業分類専門部会が設けられた。

同部会は、昭和25年9月に昭和25年国勢調査用職業分類を作成したが、引き続き、標準分類を作成することになっていたため、更に標準職業分類技術委員会を新設して研究が進められた。

行政機構の改革により、昭和27年8月から統計委員会職業分類専門部会は、組織の構成は従来どおりのまま、行政管理庁統計基準部職業分類専門部会となったが、昭和28年3月には日本標準職業分類の草案が刊行された。なお、この草案は、その後、昭和32年3月に再刊されている。

他方、前記行政機構改革により、行政管理庁長官の諮問機関として、昭和27年8月に統計審議会が設置され、同年9月の第1回統計審議会で、統計調査に用いる職業分類の基準の設定に関する諮問（諮問第2号統計調査に用いる職業分類の基準の設定について）が、産業分類、商品分類、地域分類及び建設物分類の基準の設定に関する諮問と並んで行われた。

これを受けて、同年11月には統計審議会に職業分類専門部会が設置され、日本標準職業分類の設定は同部会で審議されることになった。

その後、総理府統計局による昭和30年国勢調査用の職業分類の作成、また昭和33年（1958年）には、国際労働機関（ILO）による国際標準職業分類（ISCO）の設定があり、日本標準職業分類は、これらの経験及び研究も考慮して審議された。

このような経過を踏まえて、昭和35年3月の第90回統計審議会で日本標準職業分類の設定に関する答申がなされ、行政管理庁はこれを受けて、同月に日本標準職業分類を設定した。

日本標準職業分類の設定の後、社会経済情勢の変化によって職業の面にもかなりの変化が認められるようになり、標準分類の適用に当たって現状にそぐわない点が生じてきたこと、及び昭和43年（1968年）に国際労働機関（ILO）によって国際標準職業分類（ISCO）が改定

されたこと（1966 年 10 月の第 11 回国際労働統計会議で改定案を採択、1967 年 2 月～3 月の第 168 回総会で承認）から、改定が企画され、昭和 43 年 5 月の第 188 回統計審議会において、日本標準職業分類の改定に関する諮問が行われた。

この諮問に対して、昭和 45 年 2 月の第 209 回統計審議会において答申が行われ、これを受けて行政管理庁は同年 3 月に第 1 回目の日本標準職業分類の改定を行った。

その後も、我が国の社会経済情勢の変化に伴う職業構造の変化に適合させるため、昭和 54 年 12 月に第 2 回の改定、同 61 年に第 3 回改定、そして平成 9 年 12 月に第 4 回の改定を行った。

2 新統計法に基づく統計基準としての設定

旧統計法制度下における法令に基づいた統計分類は、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」（昭和 26 年政令第 127 号。以下「分類政令」という。）に定める「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因分類」であり、日本標準職業分類は法令に基づいて設定されたものではなく、その周知も告示によるものではなかった。

平成 19 年 5 月、第 166 回国会において、公的統計の体系的かつ効率的整備及びその有用性の確保を図ることを目的とした新統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新法」という。）が成立し、公的統計の作成に際し、その総合性又は統一性を確保するための技術的基準である「統計基準」という概念が設けられた。統計基準は、統計分類を含め、公的統計の作成に当たって基準となるものを総称するものとして、統計法に基づき総務大臣が設定するものである。また、新法の規定により統計委員会が設置され、統計審議会は統計委員会に改組された。

【統計法（平成 19 年法律第 53 号）抜粋】

（定義）

第二条

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

（統計基準の設定）

第二十八条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

新法の成立を背景に、総務省では、平成 9 年 12 月時点の内容を基に、5 回目の改定に相当する案を作成し、平成 21 年 4 月、新法に基づき、統計委員会に対して同案を新たに統計基準として設定することについての諮問を行い、同年 8 月、統計委員会の答申がなされた。これを受けて、総務省は、同年 12 月に日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示した。これが現行の日本標準職業分類であり、同分類は平成 22 年 4 月 1 日から施行された。

日本標準職業分類の設定及び改定の経緯

	統計審議会／統計委員会関係		告示・適用	
	諮問日	答申日	告示日	適用日
設定	昭和27年9月8日	昭和35年3月22日	—	—
第1回改定	昭和43年5月23日	昭和45年2月20日	—	—
第2回改定	昭和54年6月15日	昭和54年11月16日	—	—
第3回改定	昭和60年12月20日	昭和61年5月23日	—	—
第4回改定	平成8年4月19日	平成9年11月21日	—	—
統計基準設定※	平成21年4月11日	平成21年8月24日	平成21年12月21日	平成22年4月1日

※新法に基づく統計基準として設定。内容については、5回目の改定に相当

3 統計基準としての日本標準職業分類の構成

統計基準として総務大臣が公示した日本標準職業分類は、「日本標準職業分類の意義」、「日本標準職業分類一般原則」、「日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項」及び「分類表」から構成されている。

法令に基づく統計基準としては、日本標準職業分類に先だって「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因分類」が設定されているが、用語の定義や格付け方法を定めた一般原則も統計基準として設定・公示されたのは、日本標準職業分類が最初である。これは、統計委員会から、「職業の定義、分類の適用単位と基準及び職業の決定方法の部分に関して、（中略）統計法に規定する統計基準に含めることが適当である。」との答申がなされたことによるものである。

II 日本標準職業分類一般原則の見直し

「日本標準職業分類一般原則」について、職業の定義、分類の適用単位と基準及び職業の決定方法等全面的な見直しを行い、統計法に規定する統計基準に含めた。

見直しに当たっては、国際標準職業分類 1988 年版 (ISCO-88 : International Standard Classification of Occupation 1988) の「Conceptual Framework」(一般原則に相当。)を参考にした。

なお、国際標準職業分類は、改定作業時には分類項目のみ 2008 年版 (ISCO-08) が Web 上で公開されていたが、項目定義や一般原則は確定しておらず、今回改定での参考は 1988 年版によったものである。

1 今回参考にした ISCO-88 の主要な概念について

ここでは、日本標準職業分類一般原則の見直しの参考にした ISCO-88 の概念構成について、筆者の理解の範囲で簡単に触れておく。

ISCO-88 は、Job と Skill を主要な概念として構成されている。

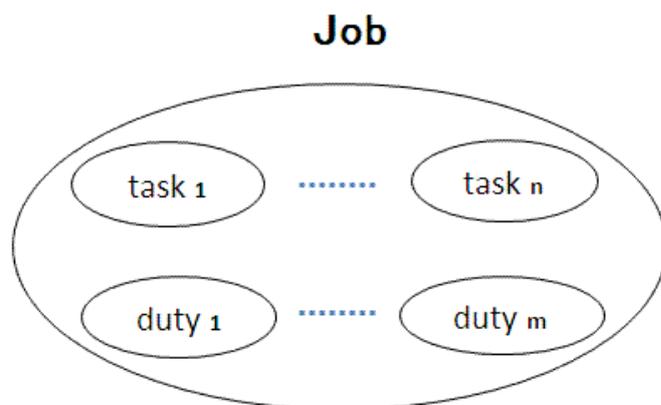
(1) Job (仕事)

Job (仕事) — 1 人の人間により遂行される、あるいは遂行されるはずの tasks (作業) 及び duties (任務) の集合として定義される — は、ISCO-88 により分類される統計的単位である。「その主要な tasks 及び duties が高度な類似性を持つ Job」の集合体が occupation (職業) を構成する。人は、その過去、現在又は将来の job との関係を通じて、occupation に分類される。

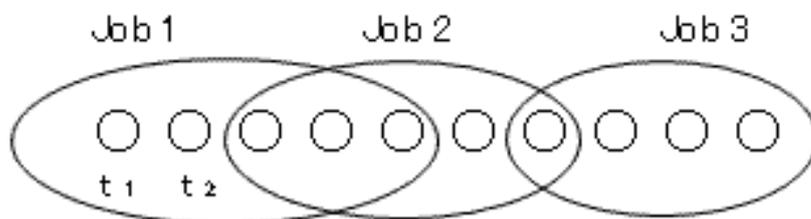
これらの関係を図示すれば、以下のようになると思われる。

ア Job と tasks、duties の関係

n 個の task と m 個の duty がひとまとまりの Job を構成しているとして、以下のよう



また、複数の Job と tasks、duties の関係については、異なる Job であっても共通の tasks 及び duties 含む場合があることから、以下のように図示できる。

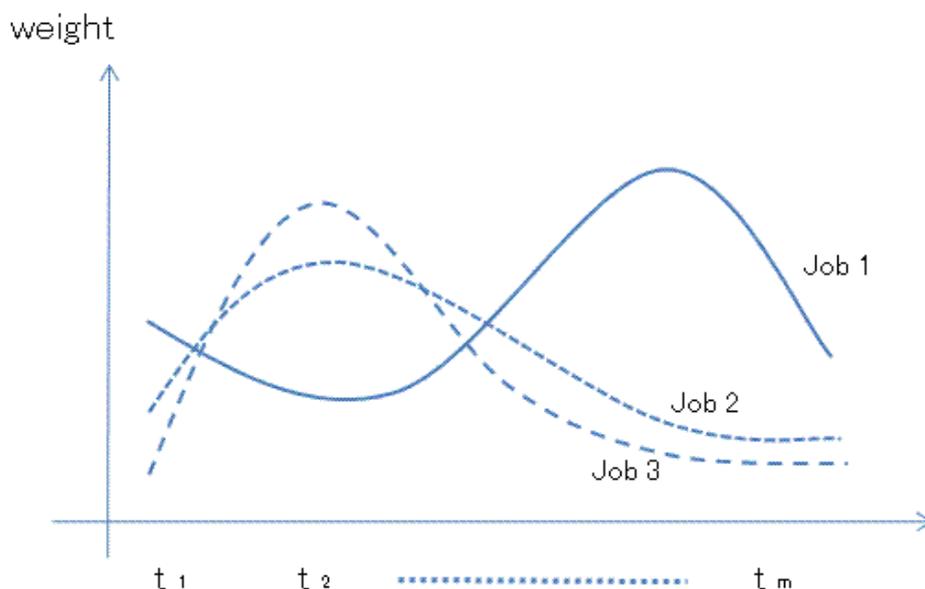


t1、t2・・・は tasks 及び duties を表す。

ここで、すべての tasks 及び duties を全体集合と考えると、各 Job (言い換えると、個々の Job に含まれる tasks、duties) はその部分集合とみなせる。

イ occupation と Job の関係

ISCO-88 では、「職業」を「主要な tasks 及び duties が高度な類似性」を持つ Job の集合であるとしている。ここで、「類似性」を、個々の Job 内における tasks 及び duties の何らかのウェイトの類似性と考えると、以下のように描ける。



この例では、Job2 と Job3 はウェイトの構成が類似していることから同一の職業区分に分類され、Job1 は異なる職業区分に分類される。

例えば、今回新設した「257 総合事務員」は、特に行う仕事が限定されず、電話応対、パーソナルコンピュータ操作、庶務等の事務全般に従事する者を想定しているが、この場合は各 duty のウェイトは等しいと考えられる。これに対し、行うべき仕事が主に庶務事務と電話応対である者は、この2つの duties のウェイトが他より高いことから両者の

ウェイト構成は異なり、したがって異なる職業区分に格付けされることになる。

(2) Skill (技能)

Skill 「ある job の tasks 及び duties を遂行するための能力と定義される」は、ISCO-88 では次の 2 つの次元を持つ。

- (a) skill level : 含まれる tasks 及び duties の複雑さと範囲の関数。
- (b) skill specialization : 必要な知識の分野、使用される道具及び機械、作業が行われる材料、生産される財及びサービスの種類、などで定義。

なお、ISCO-88 では skill level を UNESCO の国際標準教育分類 (ISCED-1976: International Standard Classification of Education) の教育水準区分と関連付けて、次の 4 段階で定義している。

- 第 1 レベル : 初等教育 (6~7 歳から約 5 年間) 終了レベル
- 第 2 レベル : 中等教育 (11~12 歳から約 6 年間) 終了レベル
- 第 3 レベル : 準高等教育 (17~18 歳から約 4 年間。大学の初等学位程度までには達しないレベル。) 終了レベル
- 第 4 レベル : 高等教育 (17~18 歳から約 4 年間又はそれ以上。大学又は大学院の学位若しくはそれらと同等のレベル。) 終了レベル

2 日本標準職業分類一般原則の見直し

(1) 職業の定義

昭和 35 年の職業分類設定当時からの定義であった

「**職業とは、個人が継続的に行い、かつ、収入を伴う仕事をいう。**」

を見直し、

「**職業とは、個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするものをいう。**」

とした。したがって、次のような仕事は、職業に当たらない。

ア 自分が属する世帯のため、家事や家庭菜園の作業を行う場合又は留守番等を行い小遣いを得た場合

イ P T A・子供会の役員、社会福祉活動、ボランティア活動等のように無給の奉仕活動に従事している場合

また、窃盗、恐喝、とばく、売春、密輸等の違法行為及び公序良俗に反する行為並びに受刑者の行う仕事は、いずれも職業とはみなさない。

さらにこの定義に含まれる「仕事」及び「報酬」についても以下のように新たに定義し、2 段階で概念の明確化を図った。

「**仕事とは、一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業をいう。**」

「**報酬とは、賃金、給料、利潤 (個人業主)、その他名目のいかんを問わず、労働への対価として給されたものをいう。なお、賃金・給料等には、現物 (自家生産物を除く。) を含む。**」

したがって、次のような収入は、報酬に当たらない。

- ア 利子、株式配当、家賃、間代、小作料、権利金等の財産収入（ただし、アパート経営、貸金等により労働の対価として得ている場合を除く。）
- イ 恩給法、生活保護法、厚生年金法、国民年金法、雇用保険法等の社会保障制度に基づく収入又はその他の年金収入
- ウ 小遣い、仕送り金等の贈与
- エ 競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品
- オ 預貯金引出、保険金受取、借入、不動産等の売却による収入
- カ 自己所有の株券等の売買差益による収入
- キ 学生・生徒が受ける奨学金等の学資金
- ク 職業訓練施設において、職業訓練生が受ける訓練手当・褒賞金

ここで、職業の要件から「継続性」を削除し、仕事をしていた期間から職業を独立させたのは、統計作成の目的により対象とする仕事の継続期間が異なること、近年増加がみられる日雇い派遣など日々仕事が変わる場合もあることなどを考慮したものである。このように、職業分類を仕事の期間や継続性とは独立したものとしたことから、公的統計に適用する際には統計調査等ごとに仕事の対象期間・時点や継続性を指定した上で、利用する必要がある。

また、「収入」を「報酬」に言い換えたのは、労働の対価であることを明確にするためである。

「報酬を伴うか又は報酬を目的とするもの」としたのは、現に報酬を受けているかどうかということだけでなく、将来、報酬の獲得が期待できる場合も含めたことから、報酬を得る時点が仕事をしていた期間と必ずしも一致しないためである。

なお、家族従業者が行う仕事については、旧分類と同様、報酬を受けているかどうかにかかわらず、一定時間（例えば、一日平均2時間、あるいは通常の就業者の就業時間の3分の1以上の時間等）当該仕事に従事している場合には、その仕事を職業とみなすとしている。

(2) 職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則

ア 職業分類の適用

前述の定義からも明らかなように職業分類は仕事を分類するものであるが、同時に人に対してその仕事を通じて適用する。このことから、分類項目名も「〇〇従事者」のように人を表す名称としている。

イ 分類項目の設定

この職業分類の分類項目は、事業所の産業、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立に設けられる。ただし、産業と職業の内容が密接であると考えられる農林水産業については、この限りではない。

また、分類項目の設定に当たっては、仕事の内容の類似性、仕事に従事する人数等によりその仕事が社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して定める。

この考慮すべき仕事の内容の類似性は、次のとおりとする。

- ① 仕事の遂行に必要とされる知識又は技能
- ② 事業所又はその他の組織の中で果たす役割

- ③ 生産される財・サービスの種類
- ④ 使用する道具、機械器具又は設備の種類
- ⑤ 仕事に従事する場所及び環境
- ⑥ 仕事に必要とされる資格又は免許の種類

(3) 職業の決定方法

職業の決定方法について見直し、複数の分類項目に該当する仕事に従事しているものの職業の決定手順を以下のとおりとした。

ア 二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合

旧分類の一般原則では、就業時間の最も長い仕事で格付け、これにより難しい場合に最も収入の多い仕事で格付けるとしていた。今回の見直しでは、この時間原則と報酬原則の順序を入れ替え、第一に優先する基準として報酬の最も多い分類項目によるとした。これは、専門性の高い職業の方が高い報酬を得るとみなしたためである。

イ 一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合

就業時間の最も長い分類項目による。これは、単一の事業所であれば、二つ以上の分類項目に該当する仕事の報酬は、通常一体として支払われていると考えられるためである。

なお、旧一般原則では例外とされていた、経営・管理の仕事と併せて経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主、店長、支配人及び管理職員についても、この原則を適用し就業時間の最も長い分類項目によるとした。ただし、大学における研究者、医師及び歯科医師については、従前のおり、研究、診療等の仕事を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員として位置付ける。

ウ 報酬原則にも時間原則にもより難しい場合

(ア) 二つ以上の大分類項目にまたがる場合

財・サービスの生産に直接かかわる職業を優先するという観点から、次の大分類項目の順位による。ただし、大分類符号が E から K までの大分類は、財・サービスの生産に直接かかわるものであり、これらの大分類間の優先順位はないものとする。これは、大分類符号が I から C までの大分類の職業は、大分類符号が E から K までの大分類の職業が行う財・サービスの生産活動を管理・支援し、又は生産された財を流通させる仕事と考えることによる。

- E－サービス職業従事者
- F－保安職業従事者
- G－農林漁業従事者
- H－生産工程従事者
- J－建設・採掘従事者
- K－運搬・清掃・包装等従事者
- I－輸送・機械運転従事者
- B－専門的・技術的職業従事者

D－販売従事者

A－管理的職業従事者

C－事務従事者

(イ) 同一の大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合

- a 該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目による。
- b aにより難い場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。

ウ 資格及び見習い等の取扱い

(ア) 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補は小分類「181 公認会計士」に分類する。こうした仕事に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の仕事はできず、異なる仕事を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の仕事の内容に即した分類項目に決定する。

(イ) 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同一の分類項目に決定し、その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目に決定する。

エ その他の特殊な取扱い

(ア) 職場のリーダー等

日本では、職場のリーダー的な者であっても部下と同じ仕事を行うケースが多いと考えられることから、それぞれの職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の仕事は、当該一般従事者の仕事に応じて決定する。ただし、分類A－管理的職業従事者又は大分類B－専門的・技術的職業従事者に該当するものは、それぞれの大分類における分類項目に決定する。

(イ) 保安職業従事者の特例

自衛官、警察官、海上保安官又は消防員として任用されている者は、仕事の内容のいかんにかかわらず、それぞれ分類項目の自衛官、警察官、海上保安官又は消防員に該当するものとする。自衛官・警察官・海上保安官・消防員は、昭和35年の日本標準職業分類設定時から管理職も含め全員が保安職業従事者に分類されてきた。その理由は明確ではないが、実際の調査で身分までは聞きにくかったことなどが理由だったと思われる。

一方、国際分類や各国の分類をみるとISCO-08では、警察官は4段階（上級幹部：

Police commissioner、中級幹部:Police superintendent、専門職:Police detective、一般:Constable) に区分され、英国・カナダでは、警察官は幹部とそれ以外で分かれ、豪州では、上級幹部:Assistant Commissioner (Police)、中級幹部:Commissioned Police Officer、一般:Detective・Police Officer となっており、管理職と実務担当者が区別されている。

しかし、各国でも分け方は同じでなく、警察官、消防官の職務の実態等を研究しなければならないこと、日本の警察官の場合、国家公務員と地方公務員が混在していること、同じ保安職業従事者の自衛官についても検討が必要であることから、次回改定までの課題とした。

(ウ) 専門的・技術的職業従事者の特例

研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院長、裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、海難審判所審判長、特許庁審判長及び校長は、仕事の内容のいかんにかかわらず、大分類B－専門的・技術的職業従事者に該当するものとする。

Ⅲ 分類表の見直し

今回の改定においては、特に、生産工程作業に従事する人や専門職・技術者の分類に関して、「産業分類又は商品分類的な視点からの独立」を意識して項目を設定した。

従来の職業分類では、主に人が従事している産業や生産活動の結果作り出される製品別に職業を設定していた。これは、職業を区分するメルクマールを主に製品を開発したり製造したりするのに要する技術・知識の内容として、産業や製品の区分と職業の区分が対応するものとしていたことによるものである。しかし、産業の発展に伴って、技術は高度化、専門化し、生産工程も複雑化、分業化が進み、同一製品であっても、要求される技術分野は細分化されるとともに、製造する工程が複数の段階に分化した。この結果、従来、職業を区分するメルクマールとしていた製品を製造する技術・知識という視点だけでは、職業としての等質性が失われるようになってきたことから、新たな視点での分類体系の設定が必要となってきたところである。このため、

- ① 旧大分類の「運輸・通信従事者」を廃止、「生産工程・労務作業」の亜大分類を再編し、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」、「建設・採掘従事者」、「運搬・清掃・包装等従事者」を新設した。
- ② 国際標準職業分類に倣い、専門的・技術的職業従事者と管理的職業従事者の配列順を入れ替えた。
- ③ 大分類名称について、統一を図る観点から、旧分類において「作業員」と「従事者」が混在していた表現を「従事者」に統一した。

以下では、今回の改定の具体的な内容について、旧分類からの大きな変更点について説明する。

1 大分類「A－管理的職業従事者」

従来の管理的職業従事者の定義

「専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営管理に従事するもの」を見直し、「専ら」の文言を削除した。

日本の管理職の大半は、1つの勤務先で管理的な仕事と実務の両方の仕事に従事するプレイングマネージャーであり管理に特化した職種はほとんどみられないと考えられることから、従来の定義では大半の管理職が本分類から除外されてしまうことになる。このため、今回の改定では、他の大分類の定義とのバランスを考慮して従来の定義から「専ら」の文言を削除した。この結果、1つの勤務先で管理と実務の両方の仕事に従事する者が管理的職業従事者に該当するか否かは、他の大分類と同様、就業時間の長い仕事によることとなった。

これに伴い、従来、管理的職業従事者以外の区分に分類されていた小売店主・店長、卸売店主・店長、飲食店主・店長、旅館主・支配人も、管理的な仕事に係る就業時間が長い場合は管理的職業従事者に該当することとなった。

ただし、次の者については、一般原則の見直しの項で述べたとおり、仕事の内容のいかに関わらずそれぞれの大分類に該当することとした。

① 自衛官、警察官、海上保安官又は消防員として任用されている者のうち、管理的職業に従事しているもの

・・・ 保安職業従事者

② 研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院長、裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、海難審判所審判長、特許庁審判長及び校長

・・・ 専門的・技術的職業従事者

2 大分類 B－専門的・技術的職業従事者

- (1) 旧中分類「農林水産業・食品技術者」は、農業、畜産、林業、水産と小分類が産業別に細かく設定されている。今回改定では、これらを統合して小分類名称を「農林水産技術者」とするとともに、「食品技術者」を、新たに設定する中分類「製造技術者（開発）」及び「製造技術者（開発を除く）」に移設し、残る部分の名称を「農林水産技術者」に変更した。
- (2) 旧中分類「機械・電気技術者」及び「鉱工業技術者（機械・電気技術者を除く）」を統合し、これらの技術者が扱う製品の製造に関する技術分野別に、中分類「製造技術者（開発）」及び「製造技術者（開発を除く）」を新設した。これは、産業分類・商品分類的な視点から独立し、産業横断的に仕事の内容で区分するためである。
- (3) 旧中分類「情報処理技術者」は、「システム・エンジニア」と「プログラマー」の2つの小分類から構成されていた。この分野は高度化・専門化を深めていることから、小分類を見直しするとともに、「通信ネットワーク技術者」を加えて名称を「情報処理・通信技術者」に変更した。
- (4) 旧中分類「経営専門職業従事者」に、新設する小分類「金融・保険専門職業従事者」を追加し、名称を「経営・金融・保険専門職業従事者」に変更した。これは、金融派生商品の開発など、高度な金融・保険の知識を必要とする仕事が社会的に確立してきたと思われるためである。
- (5) 旧中分類「その他の保健医療従事者」から看護助手、歯科助手など補助的な職業を抜き出して「E-サービス職業従事者」に移設した。これらは、旧分類では専門的・技術的職業従事者に分類されていたが、今回の一般原則見直しにより、看護助手、歯科助手など当該業務を行うための資格等を要しない者は、資格を持つ者とは別の区分に分類することとされたことから移設したものである。

3 大分類「C－事務従事者」

- (1) 旧中分類「25 一般事務従事者」について、庶務、人事、厚生、労務などの仕事に従事するものを小分類「251 総務事務員」にすべて含めて分類しているが、民間企業では庶務や総務と、人事、厚生や労務とでは、必要とされる知識に違いがあると考えられることから、旧小分類「251 総務事務員」を「251 庶務事務員」と「252 人事事務員」に分割した。
- (2) 小規模事業所などでは同一人が特定の事務だけでなく複数の小分類にまたがる事務全般

を遂行する例も少なくないと思われることから、このような職業を小分類「257 総合事務員」として新設した。総合事務員を他の複数の事務（例えば庶務事務と会計事務）を行う者から区別するメルクマールは、総合事務員が特に行う仕事限定されないのに対し、他の複数の限定された事務を行う者との違いである。複数の限定された事務を行う者の職業分類は、一般原則に従い就業時間の長さで決定する。両者が異なる分類に区分されるのは、前述したように任務（duties）のウェイトが異なることによる。

なお、当大分類について、若干の補足をしておくと、

- ① ここでいう事務とは、企業等経済活動を行う組織において、自己の本来の目的である財貨・サービスの生産が円滑に遂行できるよう、直接的な生産ではなく、人事、経理、企画、受付、記録、集金等の生産活動の支援であるような仕事をいう。ただし、事業として、他人のためにこれらの生産活動支援（バックオフィス業務等）を行う場合も本分類に該当するものとする。
- ② 生産現場であっても、直接生産活動には従事せず、専ら記録などの仕事に従事するのは本分類を含む。
- ③ 高度な経営判断を行う職業（CEO 等）やいわゆる中間管理職（部長、課長等）は「A－管理的職業従事者」に分類する。

4 大分類「D－販売従事者」

- (1) 販売職のうち、営業活動に従事するものについて把握ができるようにするため、旧小分類「327 商品仕入・販売外交員」、「331 不動産仲介・売買人」、「332 保険代理人・外交員」及び「335 外交・勧誘員（商品、不動産、保険、有価証券を除く）」に含められていたものを分離し、新中分類「34 営業職業従事者」を新設した。

なお、当大分類でいう「営業」とは、他人を訪問し、各種商品・サービスの販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事をいうものとした。

5 大分類「E－サービス職業従事者」

- (1) 旧分類では、介護サービスの職業に従事するものについて、医療施設等に勤務するものは「専門的・技術的職業従事者」、訪問介護に従事するものは「サービス職業従事者」と、同様の職務内容であると考えられるにもかかわらず別々に分類されていることから、統合して中分類「36 介護サービス職業従事者」を新設した。
- (2) 旧分類では「専門的・技術的職業従事者」に分類されている看護助手、歯科助手は、自らは資格を持たず、それぞれ医師、看護師、歯科医師など資格を有するものの指示を受けて補助的な仕事に従事することから、本分類に移設・集約し、中分類「37 保健医療サービス職業従事者」を新設した。

6 「H－生産工程従事者」

旧分類では、生産工程に従事するものの分類について、大分類「I 生産工程・労務作業員」の中の、亜大分類「I-1 製造・制作作業員」の中・小分類において、主に生産活動の

結果作り出される製品別に職業を設定していた。

【旧分類の例】

- I 生産工程・労務作業者
 - I-1 製造・制作作業者
 - 51 金属材料製造作業者
 - 511 製鉄・製鋼作業者
 - 512 非鉄金属精錬作業者
 - 513 鋳物製造作業者
 - ・
 - ・
 - 52 化学製品製造作業者
 - 521 基礎的化學製品製造作業者
 - 522 石油精製作業者
 - 521 化学繊維製造作業者
 - ・
 - ・
 - ・
 - I-2 定置機関運転・建設機械運転・電気作業者
 - I-3 採掘・建設・労務作業者

今回の改定では、職業分類を産業分類又は商品分類と独立させる観点からも、各種製品を製造する生産工程から、横断的に共通部分として考えられる「製造・加工」、「組立」、「整備・修理」、「検査」の4つの部分に区別した。

更に、作業形態に着目し「主に自動化された装置・プラントなどの生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなどの自動化された生産設備を操作する仕事」と「道具や機械器具などを用いて直接、製品の製造・加工処理を行う仕事」に区別した。

また、旧分類の中・小分類である「従事する産業又は仕事の対象である製品」は小分類とし、これらを生産工程別、製品グループ別及び作業形態別に集約し、次のように分類して、新たな中分類として設定した。

			作 業 形 態	
			主に機械設備の制御・監視 (間接処理)	主に道具等を用いた製造・加工処理 (直接処理)
生 産 工 程	製 造 加 工	製	分類 49 生産設備制御・監視 (製)	分類 52 製 製造・加工処理 (製)
		製	分類 50 生産設備制御・監視 (製 を く)	分類 53 製 製造・加工処理 (製 を く)
		機械	分類 51 機械 設備制御・監視	分類 54 機械
		備・理	分類 55 機械 備・理	
		製	分類 56 製 (製)	
		製	分類 57 製 (製 を く)	
		機械	分類 58 機械	
		の	分類 59 生産関 ・生産類 作業	

以上の見直しの結果、大・中分類の新旧対応は、次 ージのとおりとなった。

分類項目新旧対照表（大・中分類）

平成 21 年（新分類）	平成 9 年（旧分類）
<p>大分類 A－管理的職業従事者</p> <p>01 管理的公務員</p> <p>02 法人・団体役員</p> <p>03 法人・団体管理職員</p> <p>04 その他の管理的職業従事者</p>	<p>大分類 B－管理的職業従事者</p> <p>21 管理的公務員</p> <p>22 会社・団体等役員</p> <p>23 会社・団体等管理職員</p> <p>24 その他の管理的職業従事者</p>
<p>大分類 B－専門的・技術的職業従事者</p> <p>05 研究者</p> <p>06 農林水産技術者</p> <p>07 製造技術者（開発）</p> <p>08 製造技術者（開発を除く）</p> <p>09 建築・土木・測量技術者</p> <p>10 情報処理・通信技術者</p> <p>11 その他の技術者</p> <p>12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師</p> <p>13 保健師、助産師、看護師</p> <p>14 医療技術者</p> <p>15 その他の保健医療従事者</p> <p>16 社会福祉専門職業従事者</p> <p>17 法務従事者</p> <p>18 経営・金融・保険専門職業従事者</p> <p>19 教員</p> <p>20 宗教家</p> <p>21 著述家、記者、編集者</p> <p>22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者</p> <p>23 音楽家、舞台芸術家</p>	<p>大分類 A－専門的・技術的職業従事者</p> <p>01 科学研究者</p> <p>02 農林水産業・食品技術者</p> <p>03 機械・電気技術者</p> <p>04 鉱工業技術者（機械・電気技術者を除く）</p> <p>05 建築・土木・測量技術者</p> <p>06 情報処理技術者</p> <p>07 その他の技術者</p> <p>08 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師</p> <p>09 保健婦、助産婦、看護婦</p> <p>10 医療技術者</p> <p>11 その他の保健医療従事者</p> <p>12 社会福祉専門職業従事者</p> <p>13 法務従事者</p> <p>14 経営専門職業従事者</p> <p>15 教員</p> <p>16 宗教家</p> <p>17 文芸家、記者、編集者</p> <p>18 美術家、写真家、デザイナー</p> <p>19 音楽家、舞台芸術家</p>

24 その他の専門的職業従事者	20 その他の専門的職業従事者
<p>大分類 C－事務従事者</p> <p>25 一般事務従事者</p> <p>26 会計事務従事者</p> <p>27 生産関連事務従事者</p> <p>28 営業・販売事務従事者</p> <p>29 外勤事務従事者</p> <p>30 運輸・郵便事務従事者</p> <p>31 事務用機器操作員</p>	<p>大分類 C－事務従事者</p> <p>25 一般事務従事者</p> <p>26 会計事務従事者</p> <p>27 生産関連事務従事者</p> <p>28 営業・販売事務従事者</p> <p>29 外勤事務従事者</p> <p>30 運輸・通信事務従事者</p> <p>31 事務用機器操作員</p>
<p>大分類 D－販売従事者</p> <p>32 商品販売従事者</p> <p>33 販売類似職業従事者</p> <p>34 営業職業従事者</p>	<p>大分類 D－販売従事者</p> <p>32 商品販売従事者</p> <p>33 販売類似職業従事者</p>
<p>大分類 E－サービス職業従事者</p> <p>35 家庭生活支援サービス職業従事者</p> <p>36 介護サービス職業従事者</p> <p>37 保健医療サービス職業従事者</p> <p>38 生活衛生サービス職業従事者</p> <p>39 飲食物調理従事者</p> <p>40 接客・給仕職業従事者</p> <p>41 居住施設・ビル等管理人</p> <p>42 その他のサービス職業従事者</p>	<p>大分類 E－サービス職業従事者</p> <p>34 家庭生活支援サービス職業従事者</p> <p>35 生活衛生サービス職業従事者</p> <p>36 飲食物調理従事者</p> <p>37 接客・給仕職業従事者</p> <p>38 居住施設・ビル等管理人</p> <p>39 その他のサービス職業従事者</p>
<p>大分類 F－保安職業従事者</p> <p>43 自衛官</p> <p>44 司法警察職員</p> <p>45 その他の保安職業従事者</p>	<p>大分類 F－保安職業従事者</p> <p>40 自衛官</p> <p>41 司法警察職員</p> <p>42 その他の保安職業従事者</p>
<p>大分類 G－農林漁業従事者</p> <p>46 農業従事者</p>	<p>大分類 G－農林漁業作業者</p> <p>43 農業作業者</p>

47	林業従事者	44	林業作業者
48	漁業従事者	45	漁業作業者
大分類 H—運輸・通信従事者			
		46	鉄道運転従事者
		47	自動車運転者
		48	船舶・航空機運転従事者
		49	その他の運輸従事者
		50	通信従事者
49	生産設備制御・監視従事者（金属製品）		
50	生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）		
51	機械組立設備制御・監視従事者		
52	製品製造・加工処理従事者（金属製品）		
53	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）		
54	機械組立従事者		
55	機械整備・修理従事者		
56	製品検査従事者（金属製品）		
57	製品検査従事者（金属製品を除く）		
58	機械検査従事者		
59	生産関連・生産類似作業従事者		
大分類 I—生産工程・労務作業者			
		I-1	製造・制作作業者
		51	金属材料製造作業者
		52	化学製品製造作業者
		53	窯業製品製造作業者
		54	土石製品製造作業者
		55	金属加工作業者
		56	金属溶接・溶断作業者
		57	一般機械器具組立・修理作業者
		58	電気機械器具組立・修理作業者
		59	輸送機械組立・修理作業者
		60	計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業者

	61 精穀・製粉・調味食品製造作業 62 食料品製造業者（精穀・製粉・調味食品製造業者を除く） 63 飲料・たばこ製造業者 64 紡織業者 65 衣服・繊維製品製造業者 66 木・竹・草・つる製品製造業者 67 パルプ・紙・紙製品製造業者 68 印刷・製本業者 69 ゴム・プラスチック製品製造業者 70 革・革製品製造業者 71 装身具等身の回り品製造業者 72 その他の製造・制作業者
大分類 I - 輸送・機械運転従事者	
60 鉄道運転従事者 61 自動車運転従事者 62 船舶・航空機運転従事者 63 その他の輸送従事者	I-2 定置機関運転・建設機械運転・電気業者 73 定置機関・機械及び建設機械運転業者 74 電気業者
64 定置・建設機械運転従事者	I-3 採掘・建設・労務業者
大分類 J - 建設・採掘従事者	
65 建設躯体工事従事者 66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く） 67 電気工事従事者 68 土木作業従事者 69 採掘従事者	76 建設躯体工事業者 77 建設業者（建設躯体工事業者を除く） 78 土木作業従事者

大分類 K—運搬・清掃・包装等従事者			
70	運搬従事者	79	運搬労務作業者
		80	その他の労務作業者
71	清掃従事者		
72	包装従事者		
73	その他の運搬・清掃・包装等従事者		
大分類 L—分類不能の職業		大分類 J—分類不能の職業	
99	分類不能の職業	99	分類不能の職業

IV 日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項

統計基準として設定した「日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項」は、

- ① 適用の対象とする公的統計。
- ② 日本標準職業分類の、事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性から独立。
- ③ 統計の作成目的等に応じた分類項目の集約又は分割の範囲等について記述している。

ここでは、③の統計目的に応じて、総務大臣が公示する分類表（以下 公示分類表 という。）の分類項目を集約又は分割できる範囲等について述べる。

1 集約又は分割の範囲等を設ける必要性

統計は多様な目的で作成されることから、公的統計の表示に統計分類を適用する場合、公示分類表をそのまま使用するだけでなく、作成目的等に応じて一定の範囲で公示分類表の分類項目の集約又は分割を可能とすることなどにより、多様な統計の作成目的等に応じてな表 を可能とすることが必要である。

このため、今回の日本標準職業分類の統計基準としての設定において、分類表と併せ、公示分類表の変形可能範囲についても定めた。ここで定めた範囲内での公示分類表の分割・統合等は、日本標準職業分類を適用しているものとみなす。

2 分割及び集約等の可能範囲

(1) 公示分類表の部分的使用

日本標準職業分類により統計を表示する場合、公示分類表の全体系を表示しなければならない、ということではなく、当該統計を表示するのに必要な範囲の分類項目を公示分類表にある項目そのままに表示すればよい。例えば、公示分類表中の「専門的・技術的職業従事者」に関する大分類の部分のみを必要とする場合には、専門的・技術的職業従事者以外の職業に関する部分の分類項目を表示する必要はない。また、公示分類表には、大分類、中分類及び小分類の3階 があるが、そのいずれかの階 に属する分類項目のみを使用することとして差し支えない。

(2) 公示分類表の分類項目の分割及び集約並びに細分類項目の設定

ア 細分類の設定

小分類項目の下に任意の細分類項目を設定することができる。ただし、この場合、小分類項目と細分類項目の間に整合性を確保する必要がある。

この場合の整合性とは、設定した細分類の全体が、当該細分類が属する小分類のカバレッジする範囲と一致することである。例えば、小分類「011 国会議員」の下に「国会議員」と「地方国会議員」を設けることはできるが、「国会議員」のみを設ける、あるいは、「国

会議員」と「議会議員」を設け「区議会議員」に相当する項目を設けないことは不適切である。

イ 中分類項目の分割及び集約

中分類項目に関して、当該項目に含まれる小分類項目の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた大分類項目内に新たな中分類項目を新設すること、及び同一大分類項目内の複数の中分類項目を集約して、当該大分類項目内に新たな中分類項目を新設することができる。

ウ 小分類項目の分割及び集約

小分類項目に関して、当該項目を任意の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた中分類項目内に新たな小分類項目を新設すること、及び同一中分類項目内の複数の小分類項目を集約して、当該中分類項目内に新たな小分類項目を新設することができる。

エ その他

イ及びウにより分類項目を分割又は集約する場合、分割することによって新設した分類項目を他の分類項目と集約すること、又は集約することによって新設した分類項目を分割することは、職業分類を適用するものとはみなさない。

これは、同一分類項目に対して分割と集約を同時に行うことは、任意の項目を設定できることを意味し、職業分類の体系性をなうおそれがあるためである。

Summary

1. The Japan Standard Occupational Classification (JSOC) has been established by classifying occupations according to the similarities between jobs undertaken by individuals and arranging them systematically, in order to express the official statistics for each individual occupation.

2. The JSOC repeated a revision sequentially since established in March, 1960, but, with the revision of the Statistics Act, it was set as the statistical standards to be based on laws and ordinances for the first time at this time.

The current JSOC is one of the statistical standards newly established with legal positioning, but the contents were largely revised from the fourth edition (former classification) in December, 1997 and are equivalent to the fifth revision when they sum it up.

3. In revising the JSOC, the following standpoints were taken into consideration:

- a. Standpoint of independence from the industrial classification and commodity classification
- b. Response to changes in socioeconomic circumstances
- c. Enhancement of comparability with the International Standard Classification of Occupation (ISCO)

In making revisions at this time, the items have been determined in consideration of "a. Standpoint of independence from the industrial classification or commodity classification" with regard to the classification of workers and engineers engaged in manufacturing process work.

In the former classification, occupations have been set up for each product created as a result of industrial or manufacturing activity in which the relevant individual is engaged. This is due to the fact that the mark of the segment of occupations was mainly considered to be the content of technologies and knowledge required to develop and manufacture industries and products, and the segments of industries and products were considered to correspond to the segment of occupations. However, along with industrial evolution, technologies became more advanced and specialized, and manufacturing processes became more complicated and divided by the types of jobs, with even the same product requiring segmentalized technical fields, and the manufacturing process being specialized into multiple steps. As a result, the homogeneity of individual occupations became lost with focus on the standpoint regarding technologies and knowledge needed for manufacture products (considered the mark of the segment of occupations until then); therefore, a classification system based on a new standpoint had to be established.

4. This report will introduce about the summary of this revision that was made in 2009、12 years after the latest and a way of thinking that became the background based on knowledge.